

「奈良県における部落史の見直し」について若干の所見

安達五男

吉田栄治郎氏は「奈良県内での実証的な研究を通じて、部落の起源を中世にまで遡らせる」と主張、県教育委員会にも多大の影響を与えた」(師岡佑行、「こべる」四三号)として高い評価を得ている。第一回全国部落史研究交流会(一九九六年八月二七~二八日)における研究発表(その内容は全国部落史研究会編「部落史研究」一号、一九九七年五月刊予定に掲載)を聞いたことでも、その精力的な研究姿勢がにじみ出ており、敬意を表したいと思う。

奈良県における「部落史見直し」作業(研究活動)の中で、吉田氏が研究成果としてあげている多くの問題の中で、次の二点について若干の所見を述べておきたい。

- 1、近世政治権力創出論=政治起源論の見直しについて
 - 2、入会権(水利権も)の取上げ論の見直しについて
- 私は兵庫県域以外の史料はあまりみていないので的外

79 「奈良県における部落史の見直し」について若干の所見

れの所見になるかも知れないがお許し願いたい。吉田氏の提起された多くの問題の中で、例えば、「起歴史的貧困・低位論の見直し」などには同じ認識をもつており、兵庫県の史料によつても充分に実証できる問題だと思っている。

一 近世政治権力創出論の見直しについて

「政治起源論」を「戦国時代の末から江戸時代の初めにかけて、被支配者の中から恣意的に、新たに被差別の集落と人びとを作り出したことが被差別部落の始源になった」と単純な近世政治権力創出論に集約し、副読本・啓発資料の中にもみられる極端な「政治起源論」を標的に仕立てあげ、それを利用して全面否定の論を展開することは「起源論」の深化のためにいかがなものであろうか。

「政治起源」の中には、多くの部落が戦国時代までに現在地周辺に散在的にあるいは集落をなし居住していた事実を認めた上で、それらへの社会的差別を前提に、あるいは利用して新たな近世的差別が編成されていったことを述べている。中世との系譜的連続の事実の研究に終らず、中世のかわた・さいくがどの時期に、どのようにして近世部落に編成されていったのかを起源の中心課題として明らかにすべきではないだろうか。

二 入会権取り上げ見直し論について

あまり実証や研究の機会のない多くの小・中・高校の教員や社会教育関係者に対する「奈良県教育委員会同和教育指導資料『手びき』」である点を考えるときなおさらそう思うのである。

私は江戸期において、「実証レベル」でも論理レベルでも入会権取り上げを想定できる事実を播磨国でも、但馬・丹波地方でも把握している。本稿ではすでに字数オーバーでその内容について詳述することはできないので公刊しているものについてのみ出典を例示して参考に供しておきたい。

- 1、拙稿「江戸時代における入会権と部落問題—播磨国戸板村を中心にして—」「被差別部落の史的研究」、明石書店
- 2、原史料一「兵庫県同和教育関係史料集」第三巻、戸板村文書外
- 3、拙稿「江戸時代におけるN村にたいする入会権否認の具体的状況」『歴史と神戸』一五七号、神戸史学会
- 4、原史料一拙編「播磨国被差別部落の庄屋文書」、明石書店

入会権の取り上げ問題について吉田氏は「一般論として差別によって入会権が奪われることはとうてい考えられない」とし、その理由として、「年貢徴収が最大の統治目的であり、部落差別という限定的理由」に基づいて入会権が剥奪されることは論理的にもあり得ないからだと強い調子で結論づけている。「実証レベルではもとより、論理レベルでさへ全く想定できない」とも述べている。奈良県内に限った場合とした事例は現段階において全く確認されていないことが事実だとしても、「全く想定できない」と断定するのは少々急ぎ過ぎた論述ではないだろうか。それは研究論文という個人レベルの問題でなく、